

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により、
都市計画区域を次のように変更する。

平成29年3月31日

静岡県

上記代表者 静岡県知事 川勝平太

1 都市計画区域の名称

伊豆都市計画区域

（田方広域都市計画区域のうち伊豆市部分を伊豆都市計画区域とする。）

2 都市計画区域に含まれる土地の区域

別記のとおり

3 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課

（別記）

都市計画区域に含まれる土地の区域

静岡県伊豆市のうち次の区域

瓜生野、大沢、大平、大野、柏久保、加殿、熊坂、小立野、修善寺、田代、年川、日向、掘切、
本立野及び牧之郷の各全部